

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会下関支部

クレーン運転業務特別教育(全課程)開催のご案内

クレーン等安全規則第21条第1項で義務づけられております「つり上げ荷重が5t未満のクレーン(ホイスト含む)運転の業務」についての特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びに案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和3年11月29日(月)～30日(火)
2. 開催場所 山口県立西部高等産業技術学校(下関市千鳥ヶ丘町21-3)
3. 教育時間割

期 日	時 間	科 目	講習時間
11月 29日	8:00～11:10	クレーンに関する知識	3時間
	11:15～14:55	原動機及び電気に関する知識	3時間
	15:00～17:05	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	17:10～18:10	関係法令	1時間
11月 30日	8:00～12:10	クレーンの運転及び運転のための合図(実技)	4時間
	12:50～17:00	クレーンの運転及び運転のための合図(実技)	4時間

※実技は各人4時間です。

4. 受講料 会員 8,800円(消費税込) 非会員 11,000円(消費税込)
5. テキスト代 「クレーンの運転」定価 1,705円(消費税込)
6. 受講定員 30名(定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。)
7. 受付開始日 令和3年10月4日(月)から(受付開始8:30～12:00, 13:00～16:30)土日祝は除く。
8. 申込方法 別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
* 受講を中止・欠席された場合は、原則として受講料の返金はできません。
9. 申込先 〒750-0067
下関市大和町1-13-7 海町ビル2階
(一社)山口県労働基準協会下関支部 (TEL083-267-1313)
10. 注意事項
 - (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
 - (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
 - (3) 実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋(軍手)着用で受講してください。
 - (4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

クレーン運転業務特別教育(全課程)受講申込書

Rev-2017.4

ふりがな						受講番号
氏名						※
正確な氏名をかい書で記入してください。						
生年月日		昭和 平成			年 月 日	
岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩						
住所		(〒 -)				
勤務先	事業場名					
	事業場所在地		(〒 -)			
連絡者	氏名	所属部課		TEL	FAX	
上記のとおり受講料(会員:8,800円 非会員:11,000円)及びテキスト代(1,705円)計(円) を添えて申し込みます。 令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">(一社)山口県労働基準協会 殿</p>						

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

クレーン運転業務特別教育(全課程)受講票

ふりがな						受講番号
氏名						※
正確な氏名をかい書で記入してください。						
生年月日		昭和 平成			年 月 日	
山口県立西部高等産業技術学校						
住所		(〒 -)				
事業場名						
出席確認印		備 考	1. ※欄以外の欄は、申込者(本人)において記入してください。 2. 所定の受講日を間違えた場合や、開講時間に遅れた場合等は修了証を交付できません ご注意ください。 3. 講習開始時間の15分前までに、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席して ください。 4. 実技教育は、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋(軍手)を準備してください。			
第1日	第2日					